

# 市報

# とす

## 今号の内容

CONTENTS

確定申告は自分で書いてお早めに…… 2



国民年金の納付方法などが変わります…… 4

考えてみよう「市町村合併」のこと…… 6

鳥栖市のバランスシートを公表します…… 8

住民票・印鑑登録証明書の時間外交付…… 14

弥生まつりの参加者を募集…… 18



## 祝成人 990人が健脚競う

高校10キロ 第40回祝成人ロードレース大会と第14回高校生鳥栖10キロロードレース大会が1月20日、市陸上競技場を発着点に行われました。6部門に中学生から95歳までのランナー990人が出場。仲間や家族らの声援を受けながら、5キロと10キロのコースで日ごろ鍛えた健脚を競いました。

# 2

平成14年 No. 943

# 1日号

# 「確定申告」



申告相談の受付期間▶2月18日(月)～3月15日(金)

## 自書申告が推進されています

# 申告書は自分で書いてお早めに

確定申告は、一年間(一月一日～十二月三十一日)に得た所得金額を総決算し、その所得に対する税金を清算する手続きです。

所得税は、昨年一年間に得たすべての所得を納税者自身が計算し、税額を算出して納付する申告納税制度がとられています。税務署ではこの申告制度により、確定申告書の自書申告(納税者が自分で

### 申告が必要な人

#### ◆所得税

①事業所得(商業、工業、医業、農業などの所得)や不動産所得(地代、家賃などの所得)がある場合

◆各種所得の合計額が控除額の合計額を超える人

②給与所得がある場合

◆給与の年収額が二十万円を超える人

◆給与以外の所得が二十万円を超える人

◆一カ所以上から給与をもらっている人

③譲渡所得がある場合

◆土地や建物等の不動産を売却した人

#### ◆住民税

今年一月一日現在、市内に住

所があり、平成十三年中に収入のあった人  
ただし、以下の人は除きます。  
●税務署に、所得税の確定申告書を提出した人  
●給与を一カ所だけから受け、他の収入が全くなく、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されている人  
※収入がなくても国民健康保険に加入している人や所得証明が必要な人は、住民税の申告が必要です。

申告書を書く)を推進しています。市税務課でもこの方針に基づき、申告相談を行います。なお、準備が不十分なときは、市役所や公民館では受け付けできないことがありますので、ご注意ください。

確定申告に関することは、鳥栖税務署(☎82・2186)または市税務課市民税係(☎85・3588)へ。

### 収入内訳書が必要な人

次の人は、収入内訳書を申告書と一緒に提出してください。

①不動産所得のある人(アパート、駐車場など)

②農業所得のある人(農業所得標準で申告する人は、提出の必要はありません)

③営業所得のある人(売店・理髪店など)

### 医療費控除を受ける人

医療費明細書(領収書添付)を作成し、申告書と一緒に提出してください。

領収書(昨年の一月一日から十二月三十一日までの日付のものに限り)は、人・病院ごとにまとめ、数が多い場合は封筒に入れて明細書に添付して

### 収入内訳書などは事前に作成を

申告相談をするときは、収入内訳書、医療費明細書と各種控除額を証明する書類をあらかじめ作成(準備)して会場へおいでください。

準備が不十分な場合は、原則



## 申告相談は住所地の会場で受け付けます

今年一月から確定申告書等の様式が新しくなります。  
 なお、申告書・収支内訳書・医療費控除などの様式や記入の手引きなどは、税務署や市役所税務課の窓口を用意しています。申告に関して不明な点があれば、早めに税務署または市役所税務課へお尋ねください。  
 ※高齢などで自分で書くことが困難なときは、ご相談ください。  
 所得税と住民税の申告相談は、下の表の日程で行います。今年から申告相談会場は住所地(実際にお住まいの町)になります。行政区と住所地が異なる人は、申告会場を確認してください。

**確定申告書等の様式・申告相談会場を変更**

### 申告相談会場の日程 (受付時間=午前9時~11時・午後1時~3時)

| 会場                        | 期日                            | 該当地区(住所地)  |
|---------------------------|-------------------------------|--|
| 鳥栖税務署<br>(☎2186)          | 2月18日(月)~3月15日(金)<br>(土、日は除く) | 市内全町   |
| 鳥栖公民館<br>(☎1686)          | 2月18日(月)・19日(火)               | 轟木町・藤木町・今泉町・真木町・高田町・安楽寺町                         |
| 麓公民館<br>(☎2080)           | 2月20日(水)                      | 蔵上町・養父町・牛原町・山浦町・山都町・桜ヶ丘町                         |
|                           | 21日(木)                        | 原古賀町・平田町・立石町                                     |
|                           | 22日(金)                        | 上記の9町  |
| 田代公民館<br>(☎2704)          | 2月25日(月)・26日(火)               | 田代大官町・田代上町・田代外町・田代昌町・田代新町・田代本町・永吉町・柚比町・今町・加藤田町   |
| 若葉公民館<br>(☎6122)          | 2月27日(水)・28日(木)               | 神辺町・神辺合町・萱方町・古賀町・河内町・浅井町                         |
| 基里公民館<br>(☎3324)          | 3月1日(金)・4日(月)・5日(火)           | 酒井西町・酒井東町・曾根崎町・原町・水屋町・飯田町・姫方町・幡崎町・桜町・松原町         |
| 旭公民館<br>(☎2603)           | 3月6日(水)・7日(木)・8日(金)           | 江島町・村田町・西新町・儀徳町・前田町・西田町・幸津町・下野町・三島町              |
| 市役所1階<br>第2会議室<br>(☎3588) | 3月11日(月)~15日(金)<br>(土、日は除く)   | 鎗田町・土井町・古野町・大正町・本鳥栖町・本町・京町・本通町・東町・秋葉町・元町・布津原町・宿町 |

※この日程で不都合のある人は、市役所(税務課窓口)でも申告を受け付けますが、混雑が予想されますので市役所へは3月11日(月)から15日(金)までにおいでください。

なお、申告相談会場が上記公民館に該当している町の方は、同日、市役所での受付は行いませんので、ご注意ください。

登記簿謄本、売買契約書(写)、住民票(写)、住宅取得資金にかかる借入金の年末残高証明書などがが必要です。書類が不足しているときは控除対象になりませんのでご注意ください。

### 所得税の還付申告 税務署でお早めに

医療費控除、住宅取得控除等の還付を受けるための確定申告書は、一月以降いつでも提出できます。申告期間中は会場が混雑しますので、早めに税務署で申告してください。

### 申告に必要なもの

- ① 申告書
- ② 印鑑
- ③ 収入に関する資料
- ④ 控除に関する資料

- 国民健康保険税・国民年金の支払証明書
- 生命保険・損害保険の控除証明書
- 医療費の領収書
- その他控除できる証明書など
- 還付申告の場合は、還付金の振込先金融機関の口座番号、納税の場合は口座振替金融機関の口座番号と届出印が必要です。

# 4月から納付方法などが変わります

## 国民年金保険料の納付方法が変わります

保険料の納付書は国（社会保険庁）から送付されます

年金保険料の納付書は現在、鳥栖市から送付していますが、今年4月分の納付

書からは、直接、国（社会保険庁）から自宅へ送付されます。

保険料の納付場所が変わります

これに伴い、年金保険料

3つのことが変わるんだね



が、全国すべての銀行、郵便局、農協、漁協、信用金庫、信用組合、労働金庫の窓口と社会保険事務所の窓口で納付ができるようになります。

口座振替の振替先が社会保険庁に変わります

年金保険料を口座振替で納付している人は、今年4月分の保険料からは、振替先が国（社会保険庁）に移行されます。

この移行に関する手続きは社会保険庁が行いますので、改めて手続きする必要はありません。なお、該当者には、今年2月以降に社会保険庁から口座振替開始通知書が送付されます。

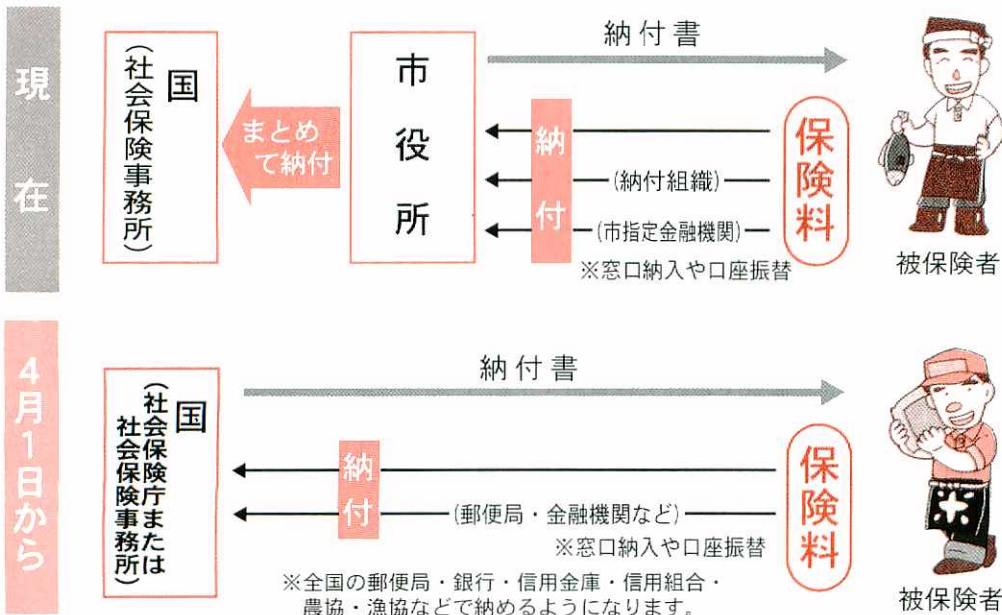
現在の口座振替は、鳥栖

市の指定金融機関に限定されており、振替方法は毎月の振替のみです。

4月からは全国すべての銀行、郵便局、農協、漁協、信用金庫、信用組合、労働金庫で口座振替が利用できるようになるほか、振替方法が次の3通りになり、大変便利になります。

### 口座振替の方法

- ① 毎月納付（毎月振替）  
1カ月分の保険料を毎月振替（振替日は該当月の翌月の末日です。例…4月分保険料↓5月末日）
- ② 6カ月前納（年2回振替）  
4月、9月の半年分を4月末日に振替、10月、翌年3月の半年分を10月末日に振替
- ③ 1年前納（年1回振替）  
1年（4月、翌年3月）分の保険料を4月末日に振替



# 新たな保険料の 免除制度が始まります

## 半額免除制度が できました

現在、経済的な理由などから保険料を納めることが困難な場合は、申請して承認されると保険料が全額免除される制度があります。

今年4月からは、一定の所得以下の場合、被保険者が保険料を納付しやすくなるために「半額免除制度」が導入され、申請して承認されると保険料の納付が半額免除されます。承認後に半額の保険料の納付書が送付されますので、その納付書で納めてください。納付しないと半額免除は適用されず、全額未納となります。

## 免除の申請方法が 変わります

現在の保険料免除申請では、申請者の世帯状況や免除を必要とする理由などを記載し、連名での申請ができましたが、4月からは申請者1人につき1枚の申請書となります。提出時に

「全額免除」か「半額免除」のどちらかを選ぶこととなります。

ただし、保険料が「全額免除」か「半額免除」かは、原則として前年の所得に基づき判定されます。

## 学生納付特例制度 を拡充

平成13年度まで学生納付特例制度の対象外だった大学・短大の夜間部（2部）の学生や定時制・通信課程の生徒は、今年4月から学生納付特例制度の対象となります。

## 年金額の計算方法 が変わります

全額免除期間や半額免除期間（半額の保険料を納めた場合）は、受給資格期間として扱われます。ただし、将来受ける老齢基礎年金の年金額は、全額免除期間の3分の1、半額免除期間の3分の2が年金に反映されます。年金額の計算方法は下記のとおりです。

## 受給する老齢基礎年金額の計算例

### 全額免除を受けた場合

$$804,200円 \times \frac{\text{保険料納付月数} + (\text{全額免除月数} \times 1/3)}{40年 (\text{加入可能年数}) \times 12月} = \text{受給する老齢基礎年金額}$$

(満額の老齢基礎年金)

### 半額免除を受けた場合

$$804,200円 \times \frac{\text{保険料納付月数} + (\text{半額免除月数} \times 2/3)}{40年 (\text{加入可能年数}) \times 12月} = \text{受給する老齢基礎年金額}$$

(満額の老齢基礎年金)

### 全額免除と半額免除 両方を受けた場合

$$804,200円 \times \frac{\text{保険料納付月数} + (\text{全額免除月数} \times 1/3) + (\text{半額免除月数} \times 2/3)}{40年 (\text{加入可能年数}) \times 12月} = \text{受給する老齢基礎年金額}$$

(満額の老齢基礎年金)

※基礎年金額は平成13年度の額です。

# 第3号被保険者の 届け出先が変わります

届け出先が  
市役所から  
社会保険事務所に

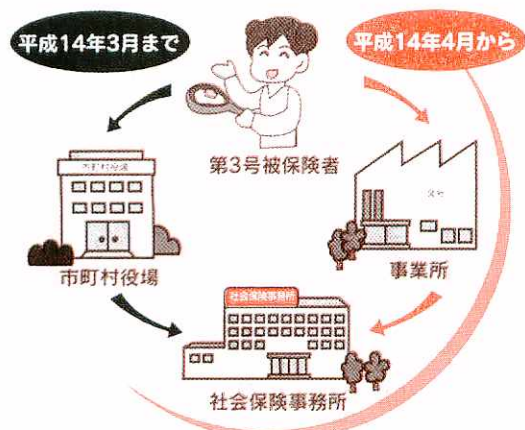
出するように変わります。  
届け出をしなかったときは

第3号被保険者に関する各種の届出（種別変更・氏名変更・住所変更など）は、現在、市役所市民課に届出書を提出するようになって

今年3月31日までに第3号被保険者に関する届書を提出していない人は、4月以降、直接自分で佐賀社会保険事務所に届け出をしなればいけません。

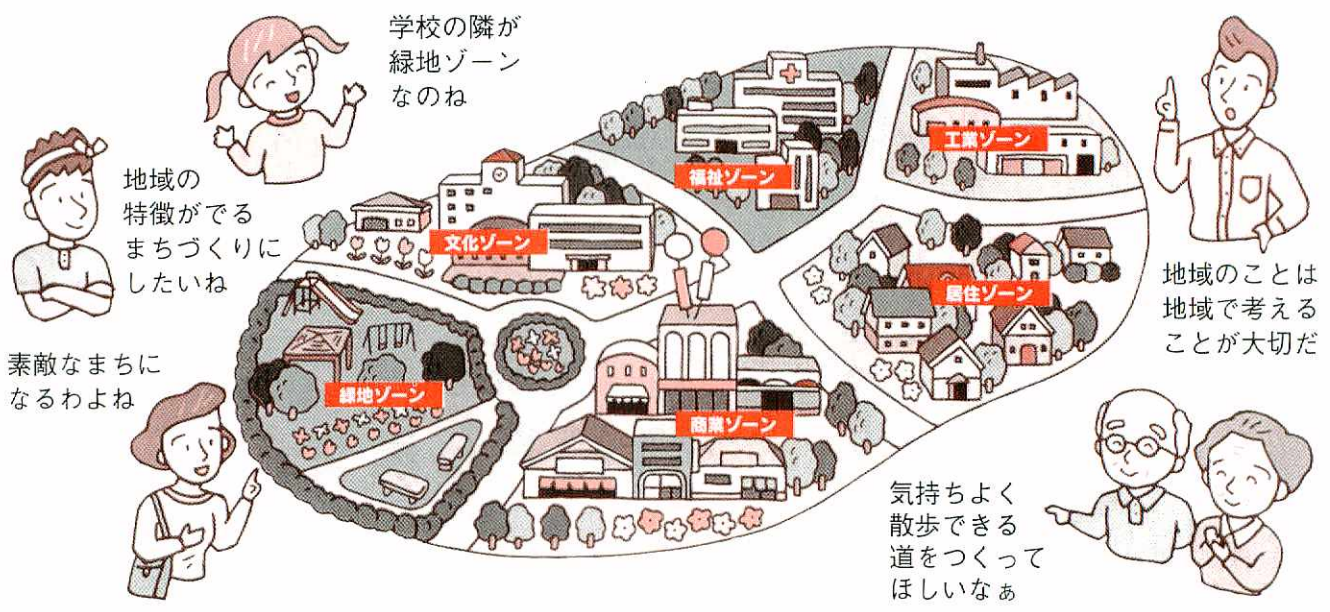
今年4月からは、第3号被保険者の配偶者が勤務する事業所の事業主（または健康保険組合、共済組合）に届出書を提出して、事業所から社会保険事務所へ届

① 配偶者（第2号被保険者）が事業所を退職し、再就職したとき  
② 第3号被保険者本人が就職（厚生年金加入）した後、退職したとき



問い合わせ

市民課国民年金係 (☎85 - 3583)



学校の隣が  
緑地ゾーン  
なのね

地域の  
特徴がでる  
まちづくりに  
したいね

素敵なまちに  
なるわよね

地域のことは  
地域で考える  
ことが大切だ

気持ちよく  
散歩できる  
道をつくって  
ほしいなあ

# 考えてみよう 「市町村合併」のしくみ

(第3回)

今回は、昨年10月5日に発足した「鳥栖三養基地区合併問題研究会」での市町村合併問題に関する研究結果の概要についてお知らせします。

国や県で市町村合併が推進される中、昨年8月27日、鳥栖三養基地区（1市5町）の首

長と佐賀県知事による懇話会が開催され、この懇話会を機に鳥栖三養基地区の助役による研究会が発足、市町村合併問題に関する研究を重ねてきました。この研究会での研究結果の概要についてご紹介します。

詳しくは企画情報課（☎85・3511）へ。

## 市町村合併問題の沿革

戦後50年以上経過する中で、一貫して行われてきた中央集権的システムに限界が生じ、地方自治体では、行政改革による効率的な行政運営を目的とした事務事業の廃止・縮小・統合をはじめ組織・機構の簡素化・効率化など、「量」の改革に取り組んできました。

しかし、「明治維新」や「戦後改革」に次ぐ「第3の改革」として平成12年4月1日、地方分権一括法が

施行され、地方自治体には「地域のことは地域で決める」「決めたことには責任を持つ」、いわゆる「自己決定・自己責任型」行政システムの構築が求められ、市町村の主体性を確立するための、いわば「質」の改革が強く望まれています。

また、地方自治体を取りまく環境は、近年の経済・社会情勢の急激な変化に伴い、地球規模の環境問題や高度情報化社会、少子高齢

化など、新たな行政課題への対応が強く求められています。

さらに、住民の日常生活圏はますます拡大し、行政ニーズも多様化・高度化する中、国・地方を問わず財政悪化が急激に進行しており、市町村にはより一層の行財政基盤の強化や広域的対応が求められています。

# 昨年10月、鳥栖三養基地区合併問題研究会が発足

## 合併問題研究会の活動概要

行財政支援を盛り込んだ合併特例法の期限である平成17年3月を見すえた結果であり、特に本年度に入り、市町村合併の動きが急速に進んできています。

私たちの鳥栖三養基地区でも、昨年8月27日に行われた佐賀県知事と鳥栖三養基地区合併問題研究会をが発足し、鳥栖三養基地区1市5町の助役を中心に合併問題の研究を開始しています。

基地区の首長による懇話会で、鳥栖三養基地区の合併の枠組も含めて事務的に研究を行うよう知事の要請を受け10月5日、鳥栖三養基地区合併問題研究会をが発足し、鳥栖三養基地区1市5町の助役を中心に合併問題の研究を開始しています。

### (1) 研究会を構成する市町

鳥栖市、基山町、中原町、北茂安町、三根町、上峰町

### (2) 研究会の会員等

構成市町の助役による研究会及び構成市町の企画担当課長による幹事会

### (3) 研究会等における会議経過

平成13年10月5日から研究会・幹事会を合計8回開催

### (4) 研究結果の概要

#### ① 構成市町の概況 下の表のとおり

#### ② 市町村合併の特例に関する法律（合併特例法）の財政面での特例措置

#### \* 地方交付税の額の算定特例

10年間、合併前の合計額で積算し、以後5年間で段階的に縮減されることとなります。

#### \* 地方債の特例等

新市の市町村計画に基づく事業及び基金について10年間に限り地方債の発行が認められ、その借入金のうち、70%が地方交付税で措置されます。10年間で約368億円の地方交付税措置が可能になります。

#### \* その他の措置

国の特別交付税・補助金及び県の交付金制度。合計約39億円の支援が可能になります。

## 構成市町の概況

| 区分                    | 鳥栖市    | 基山町    | 中原町   | 北茂安町   | 三根町   | 上峰町   | 合計      |
|-----------------------|--------|--------|-------|--------|-------|-------|---------|
| 人口 (人)                | 60,726 | 19,176 | 9,079 | 11,482 | 7,615 | 8,672 | 116,750 |
| 面積 (km <sup>2</sup> ) | 71.73  | 22.14  | 18.90 | 16.62  | 16.37 | 12.79 | 158.55  |
| 議員定数 (人)              | 28     | 16     | 16    | 16     | 14    | 12    | 102     |
| 職員数 (人)               | 483    | 155    | 105   | 114    | 89    | 89    | 1,035   |
| 歳入決算 (百万円)            | 21,658 | 7,313  | 3,007 | 3,924  | 4,240 | 4,252 | 44,394  |
| うち地方交付税               | 3,405  | 1,505  | 1,094 | 1,303  | 1,609 | 841   | 9,758   |
| 歳出決算 (百万円)            | 20,819 | 7,160  | 2,918 | 3,808  | 4,123 | 4,153 | 42,981  |
| うち投資的経費               | 4,035  | 2,432  | 357   | 875    | 1,807 | 1,298 | 10,804  |
| 財政力指数                 | 0.752  | 0.594  | 0.446 | 0.448  | 0.262 | 0.578 | 0.61    |
| 公債費比率 (%)             | 20.0   | 13.8   | 10.7  | 9.3    | 8.3   | 10.6  | 15.5    |

※人口：平成12年国勢調査

※歳入・歳出決算：平成12年度決算統計普通会計決算額

※地方交付税：国税のうち、地方に交付される税

※投資的経費：主に道路、橋、公園、公共施設などの建設事業に係る経費

※財政力指数：市町村の財政力を表す指数で、歳入に占める自主財源（市税など）が多いほど一般的に指数が高くなる

※公債費比率：歳出に占める借入金返済額の割合。なお、財政力指数の合計と公債費比率の合計は試算数値です

# を公表します

率などの財政指標が用いられていますが、市の財政状況を表す一つの方法としてバランスシートが加わります。

今回、この対照表を用いて、市がこれまで蓄積してきた資産を左側（借方）に、その資金の調達方法などを右側（貸方）に表示し、市の財政状況を一覧で把握できるようにしました。

詳しくは財政課財政係（☎85-3514）へ。

## シート

（平成13年3月31日現在）

（単位：千円）

| 貸方（資金の調達など） |            |
|-------------|------------|
| [負債の部]      |            |
| 1. 固定負債     |            |
| （1）地方債      | 26,565,208 |
| （2）債務負担行為   |            |
| ①物件の購入等     | 0          |
| ②債務保証又は損失補償 | 0          |
| 債務負担行為計     | 0          |
| （3）退職給与引当金  | 2,991,048  |
| 固定負債合計      | 29,556,256 |
| 2. 流動負債     |            |
| （1）翌年度償還予定額 | 2,028,160  |
| （2）翌年度繰上充用金 | 0          |
| 流動負債合計      | 2,028,160  |
| 負債合計        | 31,584,416 |
| [正味資産の部]    |            |
| 1. 国庫支出金    | 11,455,908 |
| 2. 都道府県支出金  | 2,673,554  |
| 3. 一般財源等    | 43,347,425 |
| 正味資産合計      | 57,476,887 |
| 負債・正味資産合計   | 89,061,303 |

[総務省作成基準]

- ①対象とする会計の範囲は普通会計（注1）です。
- ②作成基準日は、平成13年3月31日とし、同年4月1日から5月31日までの出納整理期間の収支は、基準日までに終了したものとしています。
- ③基礎数値は、昭和44年以降の「決算統計」（注2）のデータを使用しました。

[資産・負債等の状況]

昭和44年度からこれまでに形成された「資産」は、891億円（市民1人当たり148万円）で、これに対し将来返済が必要な「負債」が316億円（市民1人当たり53万円）、返済を要しない「正味資産」が575億円（市民1人当たり95万円）となっています。この資産は、負債返済能力としての資産価値を表すものではありませんが、これまでの行財政運営の結果として、負債の約2.8倍の資産があることが分かります。また、資産の91.3%を占める有形固定資産の行政目的別割合を見ると、土木費が49.6%と最も多く、次いで教育費が36.5%、以下衛生費、民生費、農林水産業費、総務費、商工費、消防費、労働費の順となっています。

基準日に職員全員が普通退職すると想定した場合の退職金要支給額

基準日における市債残高のうち、翌年度償還予定額

有形固定資産の形成に充てられた国・県支出金の累計額。土地以外の有形固定資産に充てられたものについては、資産と同様に減価償却を行い、バランスをとっています。

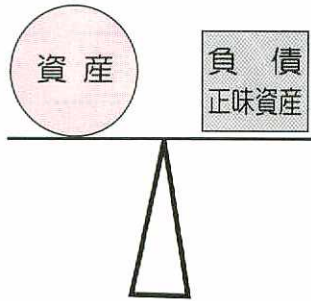
資産と負債の差である正味資産から、国・県支出金を差し引いた額

（注1）「普通会計」とは、会計範囲の異なる地方公共団体の財政状況を比較しやすくするために、地方財政統計上用いる会計区分です。具体的には、一般会計と老人保健特別会計の一部、鳥栖駅東土地区画整理特別会計の一部です。

（注2）「決算統計」とは、総務省が統一的な基準で実施している財政統計調査です。



# バランスシート



鳥栖市では、自治省（現総務省）が平成12年3月にまとめた作成基準に基づきバランスシートを作成しましたので、公表します。

バランスシートは、企業などが基準日現在で保有する土地や建物などの資産と、借入金などの負債、資本の状況を総括的に表した対照表です。

財政状況の分析には、財政力指数や経常収支比率、公債費比

## バ ラ ン ス

主に、道路、公園、学校などの資産形成に支出した普通建設事業費を資産価格とし、土地以外の資産は、定額法で減価償却を行ったうえ、計上しています。

| 借方（資金の運用）     |            |
|---------------|------------|
| [資産の部]        |            |
| 1. 有形固定資産     |            |
| → (1) 総務費     | 1,404,375  |
| → (2) 民生費     | 2,618,313  |
| → (3) 衛生費     | 3,618,592  |
| → (4) 労働費     | 156,494    |
| → (5) 農林水産業費  | 2,281,933  |
| → (6) 商工費     | 723,391    |
| → (7) 土木費     | 40,379,409 |
| → (8) 消防費     | 429,930    |
| → (9) 教育費     | 29,710,170 |
| → (10) その他    | 8,031      |
| 計             | 81,330,638 |
| （うち土地）        | 28,594,886 |
| 有形固定資産計       | 81,330,638 |
| 2. 投資等        |            |
| → (1) 投資及び出資金 | 2,404,310  |
| → (2) 貸付金     | 173,302    |
| → (3) 基金      |            |
| ① 特定目的基金      | 1,156,195  |
| ② 土地開発基金      | 780,986    |
| ③ 定額運用基金      | 141,155    |
| 基金計           | 2,078,336  |
| 投資等合計         | 4,655,948  |
| 3. 流動資産       |            |
| (1) 現金・預金     |            |
| ① 財政調整基金      | 501,368    |
| ② 減債基金        | 1,246,160  |
| ③ 歳計現金        | 838,903    |
| 現金・預金計        | 2,586,431  |
| (2) 未収金       |            |
| ① 地方税         | 470,566    |
| ② その他         | 17,720     |
| 未収金計          | 488,286    |
| 流動資産合計        | 3,074,717  |
| 資産合計          | 89,061,303 |

- 文化会館等
- 保育所、老人センター等
- 衛生処理場、斎場等
- 勤労者総合福祉センター等
- 農道、林道等
- 観光施設等
- 道路、橋梁、市営住宅等
- 消防施設等
- 学校、図書館、公民館、スタジアム等
- 現在保有している有価証券、公益法人への出資金等
- 公営企業への貸付金
- 都市開発、地域福祉、緑化基金等
- 市が公共用地を先行取得するための基金
- 育英資金貸付、福祉資金貸付基金等
- 年度間の財源の不均衡を調整するための基金
- 地方債の償還のために設けられた基金
- 歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額

※債務負担行為に係る補償等

|                   |            |
|-------------------|------------|
| ① 物件の購入等に係るもの     | 2,311,915  |
| ② 債務保証及び損失補償に係るもの | 10,952,774 |
| ③ 利子補給等に係るもの      | 0          |



成人式の記念にと、  
にこやかにカメラに  
収まる新成人

795人が晴れて成人

## 『思いやり』『挑戦』、大人への決意

「成人の日」前日の一月十三日、成人式が市民文化会館で開かれ、七百九十五人（男性三百七十七人、女性四百十八人）が大人の仲間入りをしました。

新成人ら十八人のメンバーでつくる「成人式実行委員会」が式典の運営を担当。式では牟田市長が「大人の誇りと責任をもって人生を歩んでください」と激励。

これに就いて新成人の代表二人が決意を述べました。

今井久美子さんは「自分のことばかりでなく人の心を思いやり、これから歩いていく社会で、仲間とともに人生の糧になることを見つけていきたい」と発表。古川雄基さんは「今まで習ってきた模範に従うばかりでは、後に何も残せない。

失敗を恐れずに学んだことを応用して、新しい模範をつくらう」と会場に呼びかけました。

また、司会を務めた堤裕貴さんと江頭久美子さんは「いい体験になりました。成人式を機会に、いろいろなことに挑戦し、これからも頑張っていきたい」と言葉を弾ませていました。

## 館さん、タンザニアへ 横尾さんはマラウイから帰国

青年海外  
協力隊

青年海外協力隊の館亮輔さん（24歳、村田町）が十二月九日、赴任地のタンザニアに出発しました。

昨年三月に佐賀大学を卒業した館さんは、タンザニア北部にある人口約三千人のシニヤンガという町に赴任。中学と高校が併設され



タンザニアの学校で物  
理を教える館さん

「青春時代の体験は得がたいものです。体に気をつけ

て頑張ってください」と激励。館さんは「将来は勉強したことを佐賀のために生かしたい」と抱負を述べました。

また、アフリカのマラウイ共和国に派遣されていた横尾弘樹さん（27歳、加藤田町）が二年四カ月の任期を終え、十二月十九日、牟田市長に帰国の報告を行いました。



マラウイの学校で教え子に囲まれる横尾さん（前列中央）

勤務。日本語クラブを作り、生徒に日本の文化や言葉などを教えました。

マラウイは高原が多く、降雨に恵まれ農業が盛んな国。横尾さんはマローサという村のセカンダリースクール（日本の中学三年〜高校三年）の数学教師として

貧富の差や文化の違いを肌で感じたという横尾さんは「二年間は短かったですが、教えられて良かった」と、写真を手にアフリカでの生活を振り返りました。

## 佐賀県造園建設業協会 鳥栖駅前などで清掃奉仕

佐賀県造園建設業協会鳥栖支部は十二月十八日、鳥栖駅前や弥生が丘駅前などで清掃活動を行いました。「帰省客を気持ちよく迎いたい」と、同協会が県内一斉に実施するボランティア活動です。

市役所に集合した鳥栖支部の九人は、鳥栖駅までの道のりを歩いて清掃。街路樹の根元や側溝などのビニールや紙くず、空き缶などを拾い集めました。

高取忠彦支部長は「歩道の植え込みにごみが多くて残念です。私たちの活動を見て、一人でも多くの方が『まちをきれいにする』気持ちになってもうれば」と話しました。



「年末年始の帰省客を気持ちよく迎えたい」と、清掃に取り組む参加者



## 県内初の女性二輪教習指導員

園木美佐子さん(37歳、柚比町)

昨年十二月、県内で女性初の二輪教習指導員に認定され、鳥栖自動車学校で指導に当たっています。

平成三年に入社して四輪

教習指導員になった園木さんは、「全身で風を切る爽快感を多くの人に味わってほしい」と一念発起。高度な技術が要求される二輪指



## 遠き、にありて [9]

お便りコーナー

### 『四十八年ぶりの案内状』

北海道中富良野町 大浜五光さん(63歳)

ふるさととは生まれた所だとすると、赤ん坊のうちに引越したという私には記憶がない。

物心ついてから過ごした子供の頃の土地かといえばただもう遊びほうけていた

ばかりで深みに欠ける。

やはり初恋にも似たものをほのかに思いはじめた少年の頃の日々が、いちばん懐かしい。昨年、麓中学校同窓会の案内状が四十八年ぶりに届いた。かつての三

導員の試験に四度目、一年がかりの挑戦で合格しました。男性に比べて体力的に不利といわれるバイクの実技。「資格が取れたのは、先輩指導員や家族の協力のおかげです」。

バイクツーリングが静かなブームになる中、女性の免許取得希望者は年々増加し、同校では二輪教習生の約二割が女性です。自分で手本を示したり、教習生を後部座席に乗せてバランス感覚を身に付けさせるほか、「膝をしめて」「姿勢を正しく」「限界速度を守つ

## あんひと

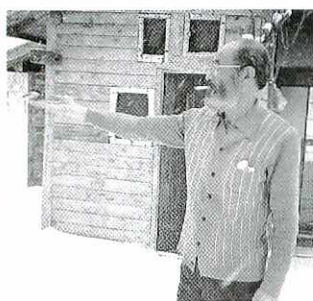
## こんひと

114

待を寄せます。

「指導者として私はまだまだ力不足なので、経験を重ねたいと思います。生徒さんたちには、くれぐれも事故のないようバイクを楽しんでほしいですね」

「など、基本を重視した指導を心がけています。鳥川平一郎同校校長は、「転倒の危険性がつきまとう二輪は、男女を問わず厳しく指導しており、中には落ち込む女性の教習生もいます。園木さんには、女性の立場に立ったアドバイスや指導をしてほしい」と期待を寄せます。



養基郡麓村が鳥栖市に編入されていることにも驚いたが、思い出と懐かしさがいつべんに蘇った。

突然の案内状で、ちょう

ど小屋の囲いや薪(まき)割りなど冬支度の真っ最中で参加を見合わせざるをえなかった。私は北海道の林の中に小屋を手作りして、小鳥やリスを友としながら取って電気ガス水道なしのランプ生活をしているので、手を抜くわけにはいかなかったのである。

その代わり手紙を書きまくった。級友たちからもなつかしい手紙や写真がきた。

## 定役所 まさぶ

総務部税務課固定資産税係 有馬 豊和



固定資産税係は土地、家屋、償却資産への課税が主な業務で、日々、土地の現況調査や新增築された家屋の調査に出かけています。市税は行政サービスを提供するうえでの大黒柱。よりすてきな街づくりを目指し、「さわやかさん」に負けないように頑張ります。

千田秀子さんは同窓会の記念写真を、松隈孝徳君はわざわざ中学校跡付近などの写真を撮って送ってくれた。目や眉の辺りや道の端々に昔の面影が見えて懐かしいかぎりであった。

次回の同窓会にはぜひたいに参加して、歩いて通った鳥栖警察署横の柔道場や学校から観賞に行った映画館の辺りなども歩きまわりたいと思っている。

## 「都大路の感動」

師走の京都は初めてである。「京都の夏は暑く冬は寒い」と聞いていたが、当日は好天に恵まれ、絶好の駅伝日和になった。

私たちは西京極陸上競技場へ急いだ。鳥栖工業高校の応援団と声をかけ合い、選手の健闘を祈った。やがてスタートが近づく。一区の選手に声をかけたが、緊張からか本人は気づかな

い。軽く走ってリラククスに努めているようだった。いよいよ、スタートだ。一斉にスタートした選手たちは、トラックを一周すると都大路へ駆け出して行った。私は興奮を抑えることができない。ラジオの実況を聞きながら、中尾教育長や友人たちと折り返し点へ向かった。

「それー頑張れ」。折り

返し点付近の中継所で声援を送る。タスキを受けた四区の走者が眼前を駆け抜けて行く。最後尾・沖繩の選手に声援を送った私たちは、再び西京極へ引き返した。

競技場に着くと、やがてゲートの方で拍手が起きた。仙台育英高に続き「第二位九州学院」とのアナウンスに、鳥栖の応援席からは大きな歓声が沸いた。三

人、五人と選手たちが帰ってくる。一区のタスキを四十六位で受けた大牟田高は、なんと九位でゲートに入り、トラックでも二人抜いて七位でゴール。感動のドラマに涙が出てきた。

さらに選手たちは続々と入ってくる。その時、「あつ、鳥栖工業だ」と誰かが叫んだ。みんなは総立ちになり、声援が鳴りやまない。

県大会を上回る好記録でゴールイン。春の選抜で鳥栖高を応援した時とは、また違った感激を私は覚えた。

昨年はこのほかにも、鳥栖工高のバレーボール全国大会出場や鳥栖商高のIT簿記全国大会優勝など、若者の活躍が目立った。時代は常に若い世代へと流れる。若者の育つ環境こそ時代の要請であるう。(秀)

全国高校駅伝大会が十二月二十三日、京都市で開かれました。男子は十一年ぶりに鳥栖工業高校が出場し、二時間九分十三秒で都大路を完走。二十九位の成績を収めました。

コースは西京極陸上競技場をスタートし、京都国際会館前を折り返す七区間、

見せ、二区永富選手(同)、三区古賀選手(同)が上位を快走。後半の四区間は一、二年生がたすきをつなぎ、県大会の優勝記録を十八秒縮めてゴールしました。

田中主将は「満足できる成績ではな

4区上野選手が5区今村選手にたすきをつなぐ



## Viva! ビバ スポーツ (126)

### 全国高校駅伝大会

#### 男子 11年ぶりの勇姿

四二・一九五km。各都道府県の子選を勝ち抜いた四十七チーム三百二十九人の高校生が、全国の頂点を目指して健脚を競いました。

鳥栖工は、最長十kmの一区で田中利弘主将(3年)が安定した走りを見せ、

花の1区を力走する田中主将



## 会社で見つけた さわやかさん (106)

九州LISセンターは平成十二年十一月、鳥栖北部丘陵新都市に開設。アステムの全支店・全営業所へ医薬品(商品)を届けるための業務を行っています。

私は、コンピュータ一での商品管理事務を担当。商品がきちんと届くように心がけてお

り、担当者からお礼を言われたときは、本当にうれいすね。

趣味はバイオリンの演奏と絵画鑑賞です。西新ではホークスが優勝したときなど大変な賑わいをみせます。鳥栖の商店街も町おこしをして、活気を取り戻してほしいですね。



(株)アステム九州LISセンター勤務

古賀真理子さん (23歳、久留米市)

## 時間外も交付しています

### 『住民票』『印鑑登録証明書』

市では平日の昼間に市役所へ来られない人のために、住民票と印鑑登録証明書を平日の夜間や休日にも交付しています。

希望者は電話で予約してください。手数料はいずれも1通300円。

詳しくは市民課市民係(☎85・3581)へ。

## 保健・福祉

### 障害者(児)に手当を支給します

市では障害のある人に手当を支給します。支給には一定の要件があります。詳しくは福祉事務所高齢

障害者係(☎85・3554)へ。

■特別障害者手当：20歳以上で、著しい重度の障害のために日常生活で常時、特別の介護が必要な在宅者。月額2万6860円

■障害児福祉手当：20歳未満で、重度の障害のために日常生活で常時、特別の介護が必要な人(施設入所児

障害者係(☎85・3554)へ。

■特別児童扶養手当：精神または身体に障害のある20歳未満の子ども(施設入所児を除く)を養育している人。月額▽1級▽5万1550円▽2級▽3万4330円

障害者係(☎85・3554)へ。

■特別児童扶養手当：精神または身体に障害のある20歳未満の子ども(施設入所児を除く)を養育している人。月額▽1級▽5万1550円▽2級▽3万4330円

■証明書の交付(受け取る人は、予約者本人に限ります)

時間 平日▽午後6時～同8時▽休日▽午前10時～午後5時

交付場所 市役所当直室(職員玄関右側)

持ってくるもの ●住民票▽運転免許証や健康保険証など、本人を確認できるもの▽印鑑登録証明書▽印鑑登録手帳

を除く)。月額1万4610円

■特別児童扶養手当：精神または身体に障害のある20歳未満の子ども(施設入所児を除く)を養育している人。月額▽1級▽5万1550円▽2級▽3万4330円

を除く)。月額1万4610円

■特別児童扶養手当：精神または身体に障害のある20歳未満の子ども(施設入所児を除く)を養育している人。月額▽1級▽5万1550円▽2級▽3万4330円

を除く)。月額1万4610円

を除く)。月額1万4610円

## パパ撮っし(211)



篠崎周二さん光子さんの長男

まさむね 俊志くん

(1歳、田代本町)

●パパからひと言  
春になったら、ゾウさんを見に行こうね!!

## 子育て支援センター「あそびの会」

就園前の幼児を対象に、あそびの会を開きます。

詳しくは子育て支援センター(小鳩園内)☎0120・515513)へ。

| 区分                  | とき                           | ところ                     |
|---------------------|------------------------------|-------------------------|
| いないいないばあひろば(右のうち1日) | 2月20日(水)<br>21日(木)<br>22日(金) | 基里公民館<br>田代公民館<br>鳥栖公民館 |
| 園庭開放                | 2月6日(水)<br>13日(水)            | 小鳩園                     |
| おひさまひろば             | 27日(水)                       | 小鳩園                     |
| 子育て相談               | 2月27日(水)                     | 小鳩園                     |
| ※時間のみ               | 午前10時～11時半<br>午前9時半～正午まで     | (子育て相談)                 |

子育て相談

子育て相談

子育て相談

子育て相談

子育て相談

子育て相談

子育て相談

## 税務

### 固定資産税台帳の縦覧

3月1日から20日まで

平成14年度の固定資産税台帳の縦覧を次の日程で行います。また、これに伴い

固定資産税第1期の納期限は4月30日になります。

とき 3月1日(金)から同20日(水)まで(土、日は除く)、午前8時半～午後5時15分

ところ 市税務課固定資産税係(☎85・3590)

縦覧できる人 ●固定資産の所有者、納税管理人

持ってくるもの ●印鑑(代理人の場合は委任状も)

建物を取り壊したら忘れずに届け出を

建物の一部または全部を

前年に取り壊し、まだ法

務局に登録をしていない人は、3月1日までに税務課固定資産税係(☎85・3590)へ忘れずに届け出てください。

軽自動車・バイク等異動手続き3月までに

軽自動車税は毎年、4月1日現在の所有者に課税されます。

3月末までに所有者の死亡や転出、車両の廃車や売買、盗難などがあつたときは、次の場所で異動手続きをしてください。

詳しくは税務課市民税係(☎85・3588)へ。

◆125CC以下のバイク、農耕用トラクター、コンバインなど：市税務課

◆軽自動車、125CC超えるバイク：軽自動車協会または陸運局

## 講座

### 若葉公民館講座

若葉公民館では、家庭教育講座の受講生を募集します。受講無料。希望者は事前に同公民館(☎84・61

事前に同公民館(☎84・61

22)へ。

とき 2月7日(木) 午

前10時

ところ 若葉公民館

内容 子供の豊かな心を育てる親のかかわり

図書館講演会

とき 2月9日(土) 午

後2時~4時

ところ 市立図書館2階

演題 人をひきつけるサインと魅力ある広報

講師 押植良樹氏

入場料 無料

問い合わせ 市立図書館

(☎85・3630)

網戸張り替え講習会

対象 おおむね58歳以上

とき 2月14日(木) 午

前9時~正午

ところ 市シルバー人材センター

受講料 無料

定員 20人(先着順)

申し込み 早めに同センター

(☎84・3147)へ

せん定講習会

対象 おおむね58歳以上

とき 2月21日(木) 午

前9時~正午

ところ 市シルバー人材セ

ンター

受講料 無料

定員 20人(先着順)

申し込み 早めに同センター

(☎84・3147)へ

## スポーツ

地区巡回

ニユースポーツ教室

一般市民を対象に「地区巡回ニユースポーツ教室」を開きます。参加無料。時間は午後7時~9時(若葉地区は午後8時~10時)。詳しくは教育委員会社会体育課(☎85・3522)へ。

種目 インディアカ、ミニテニス、室内ベタンク

持ってくるもの タオル、体育館シューズ

申し込み 直接会場へ

| とき       | 地区    | 会場      |
|----------|-------|---------|
| 2月5日(☎)  | 鳥栖地区  | 鳥栖小体育館  |
|          | 鳥栖北地区 | 鳥栖北小体育館 |
| 2月12日(☎) | 田代地区  | 田代小体育館  |
|          | 基里地区  | 基里小体育館  |
| 2月19日(☎) | 麓地区   | 麓小体育館   |
|          | 旭地区   | 旭小体育館   |
| 2月27日(☎) | 若葉地区  | 若葉小体育館  |
| 3月5日(☎)  | 全地区交流 | 市民体育館   |

## 募集

介護支援専門員(臨時嘱託職員)

職種 介護支援専門員(ケアマネージャー)

採用予定人員 1人

受験資格 介護支援専門員の資格を有する者

試験 2月19日(火)、面接試験のみ

受付期間 2月15日まで

問い合わせ 市社会福祉協議会(☎83・0302)

市長杯争奪老人

囲碁大会参加者

とき 2月17日(日) 午

前9時

ところ 中央老人福祉センター(本町)

資格 60歳以上の市民

申し込み 2月12日までに福祉事務所(☎85・3554)または最寄りの老人福祉センターへ

県営住宅入居予備者

県住宅供給公社では、県営住宅の入居予備者を募集します。空き家があればす

ぐ入居できますが、ないときは入居予備者として登録されます。

募集団地 萱方、神辺、麓、宿町、京町、古賀、鳥栖南部、原町、曾根崎

申し込み 2月12日から同

18日までに、同公社鳥栖分

室(元町、県総合庁舎 ☎

81・3020)へ

さが22流域育樹祭参加者

県では「さが22流域育樹祭」の参加者を募集します。

参加無料。

とき 3月3日(日) 午

前9時~11時

ところ 市民の森(河内町)

内容 立木の簡単な除伐と広葉樹の植栽

申し込み 電話で鳥栖農林事務所林務課(☎83・2141)へ

高齢者大学学生

対象 60歳以上の県内在

住者

とき 4月から2年間

(週1回、年間30週)

ところ 県勤労者福祉会館

(佐賀市神野東)

内容 健康、福祉、現代

社会など

受講料 無料(ただし、教

材費は自己負担)

問い合わせ 福祉事務所高

齢・障害者係(☎85・35

54)へ

予備自衛官補

陸上自衛隊の新制度「予備自衛官補」(教育訓練のみ)を募集します。詳しくは自衛隊鳥栖募集事務所(☎83・4077)へ。

区分 ①一般(後方地域

での警備など) ②技能(語

学・医療など)

受験資格 ①18歳以上34歳

未満 ②18歳以上で技能に応

じ53歳~55歳未満

試験日 ①4月15日 ②4月

13日~15日のうち1日

試験会場 ①目達原駐屯地

②健軍駐屯地(熊本県)

市掲示場が移転

市の条例や規則、告示などをお知らせする市掲示場を、新しく市役所市民玄関横に設置しました。

今回の掲示場は、みなさんが自由にみられるよう開閉式とし、夜間には照明が

点灯します。

詳しくは総務課文書法制

係(☎85・3504)へ。

2月のよろず相談

とき 2月13日(水) 27

日(水) 午前9時半~午後

3時半(27日は午前10時~)

ところ 市役所2階第1会議室

内容 心配ごと・交通事故・法律相談など。27日は交通事故相談と法律相談のみ。弁護士の法律相談は午後1時からで、予約が必要

問い合わせ 生活環境課市民相談係(☎85・3576)

高齢者円滑入居

賃貸住宅登録制度

県では、「高齢者円滑入居賃貸住宅入居制度」の登録を受け付けるほか、登録物件を県のホームページに掲載します。詳しくは県建築住宅課(☎0952・25・7165)へ。

対象 賃貸住宅の所有者

内容 ①県ホームページへの掲載(物件の場所、家賃、間取りなど) ②高齢者の入居に係る家賃債務保証登録手数料 1棟につき700円

## 「存じですか」

点灯します。詳しくは総務課文書法制係(☎85・3504)へ。2月のよろず相談 とき 2月13日(水) 27日(水) 午前9時半~午後3時半(27日は午前10時~) ところ 市役所2階第1会議室 内容 心配ごと・交通事故・法律相談など。27日は交通事故相談と法律相談のみ。弁護士の法律相談は午後1時からで、予約が必要 問い合わせ 生活環境課市民相談係(☎85・3576) 高齢者円滑入居 賃貸住宅登録制度 県では、「高齢者円滑入居賃貸住宅入居制度」の登録を受け付けるほか、登録物件を県のホームページに掲載します。詳しくは県建築住宅課(☎0952・25・7165)へ。 対象 賃貸住宅の所有者 内容 ①県ホームページへの掲載(物件の場所、家賃、間取りなど) ②高齢者の入居に係る家賃債務保証登録手数料 1棟につき700円

# HOT INFORMATION

## 文協映画会 『リトル・ダンサー』

市文化事業協会では、映画会を開きます。



リトル・ダンサー

クラシックバレエに夢中になった11歳のピリー。

「男の子がバレエをするのはみっともない」と、失業中の父は猛反対した。その父も、やがて息子の夢をかなえようと、亡くなった妻の遺品

をお金に換えてピリーを応援するようになった。

とき 2月24日(日) 午前10時半、午後2時(2回上映)

ところ 中央公民館

入場料 大人800円、10歳～高校生400円(当日も同料金)

問い合わせ 市文化事業協会(市民文化会館内) ☎85・3645

## 交通安全指導員を委嘱

市は1月1日付けで交通安全指導員を古賀研一さん(63歳、柚比町)に委嘱しました。



古賀さんは田代地区で、園児や児童の登校時の街頭指導、交通安全教室への協力など、市民への交通安全思想の普及や交通事故防止のために活動しています。

## 交通災害共済申し込み受付中

交通災害共済は、わずかな掛金(500円)で傷害

の程度により最高100万円までの見舞金をお支払いします。

4月からの来年度分を現在、受け付けています。各町区の嘱託員を通じて配布している申込書または生活環境課で、早めに申し込んでください。

詳しくは同課公害交通係 ☎85・3577へ。

## 経済講演会

「これからの企業経営」

2月8日(金)午後2時、商工会議所3階。「これからの企業経営」について、経済ジャーナリスト・田嶋智太郎氏が講演します。受講料は会員無料、非会員1,000円。申し込みは同会議所(☎83-3121 FAX83-8888)へ。

## 司法書士による相続登記無料相談

2月1日から同28日まで、午前9時～午後3時(土日祝除く)、県内の各司法書士事務所。詳しくは県司法書士会(☎0952-29-0626)へ。

## 「劇団風の子九州」公演 っこりぽっかり座

①2月9日(土)午後1時半、鳥栖北公民館。②2月10日(日)午後6時、若葉コミュニティセンター。③2月11日(月)午前11時、サンメッセ鳥栖。④2月17日(日)午後6時、旭公民館。手品やパントマイム、じゃばら折りした紙を使った芝居など。会費は一般700円、会員500円。詳しくは、ぽっぽーど(☎83-7415)へ。

## 鳥栖酒害者と家族の会

「鳥栖酒害者と家族の会」では、アルコール依存を克服するため、定期的に会合を開いています。家族会は毎月第1水曜日、ミーティングは毎月第2・第4木曜日。いずれも午後7時～8時半、中央公民館。詳しくは山口貞憲(☎84-2427)へ。

## なかよしバドミントンクラブ員募集

小・中学生の男女を募集します。練習は毎週火曜日と金曜日、午後5時～7時、市民体育館。申し込みは直接、練習日に会場へ。

# 今日から始めよう！ 冬の省エネライフ

2月は「省エネルギー月間」です。

エネルギー効率も考えて購入してください。

省エネは、私たちの日ごろの心がけが大切。効果的な省エネで電気代の節約をするほか、地球温暖化の防止にもつなげましょう。

②上手に使う、毎日のエネルギー

詳しくは生活環境課公害交通係(☎85・3577)へ。

例えば電気製品のスイッチはこまめに切ったり、暖房を20度C以下に抑えたりするのはもちろん、使わない電気製品のプラグをコンセントから抜くことも省エネの大切なポイントです。

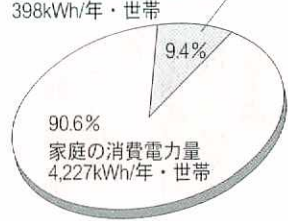
## ①電気機器は省エネ型を

エアコンや冷蔵庫は消費電力の低減、テレビなどは待機時消費電力の削減など、電気製品は機能性とともにエネルギー効率も向上しています。

電気製品を購入するとき、値段や性能だけでなく

待機時消費電力の占める割合

家庭の待機時消費電力量 398kWh/年・世帯



## 高齢者就職情報

高齢者職業相談室には、現在、次のような求人申し込みがあつています。詳しくは同相談室(☎85・3556)へ。

- ◎貸切バス運転士(今泉町) : 22～55歳、15万～16万円
- ◎准看護婦(土)(本通町) : 年齢不問、17万9500円
- ◎自動車整備士(高田町) : 年齢不問、15万～30万円
- ◎仕上作業(藤木町) : 年齢不問、11万4600～13万2250円
- ◎厨房補助(北茂安町) : 年齢不問、時給700～750円
- ◎機械工(藤木町) : 18～55歳、13万2641～15万8111円





## 副島新監督が就任

サガン鳥栖の新監督に副島博志氏（42歳）の就任が決まり、十二月二十日、鳥栖スタジアムで記者会見が開かれました。



サガン鳥栖 監督就任記者会見

来季の指揮をとる副島博志新監督（右から2人目）

副島監督は、「自分を向上させるためには監督の経験が必要だと思いました。今までの経験を生かし、いいサッカーとは何かをつきつめていきたい。来季の目標は六位以内です」と決意を語る副島監督。

昨年のサガン鳥栖の戦いぶりについては「一点差負けが十六試合あった」と指摘し、「しっかりとしたトレーニングを積み重ね、勝ちにつなげられる。チームの結束力を高め、ねばり強く戦いたい」と来季に向けての抱負を述べました。

きなチャレンジです。正しいやり方だと思います」とあいさつしました。

佐賀県出身の副島氏は、佐賀商業高校からヤンマーディーゼルに進み、日本サッカーリーグでプレー。現役時代はDFとして活躍しました。引退後、鹿島アントラーズやガンバ大阪のコーチを経て、セレッソ大阪の監督を務めました。

「自分を向上させるためには監督の経験が必要だと思いました。今までの経験を生かし、いいサッカーとは何かをつきつめていきたい。来季の目標は六位以内です」と決意を語る副島監督。

## 中世山城と筑紫氏

Vol.16 筑紫氏と寺社 その七

島津合戦の模様を『紫友山西清寺開基之由緒』では、次のように伝えていきます。

肥前佐賀城主（龍造寺氏）と筑紫広門の間には、加勢する約束があった。しかるに合戦の刻限に龍造寺勢は来なかったため、広門は援軍到着の時間稼ぎのため、島津義久方へ使者を送り「広門儀、兼て能を好く候、この度大勢を引き受け運命これまでに候。最後之能三番を致したき故、その

軍で城中が忍び難くなった時、「広門の舎弟、左衛門尉春門十七歳の若武者が、大勢の中に討つて出、火花を散し戦い、河内口の石橋のたもとで薩摩の大將分、川上左京と組討ち相果て候」とされています。

城中の人々はこれを見て、友清左馬大夫をはじめ今村弾正左衛門、権藤帯刀、酒井久助等、剛者にて薩摩の軍勢真つ黒に見える二・



に寺清西町上代馬大  
夫左清友馬大  
の位牌



緒方春朔が人痘種痘法を記した「種痘必須辨」（中富記念くすり博物館収蔵品）

一七九六年、英国の医師ジェンナーが牛痘（牛の天然痘）を用いた牛痘種痘法

による天然痘の予防に成功する前年、日本の秋月藩の医師・緒方春朔は人痘種痘法を記した「種痘必須辨」を著しました。

天然痘は、今から五十年前まで世界で猛威を振るっていた伝染病の一つで、命を落としたり、後遺症で痘痕（あばた）という発疹の痕を残したり、失明したりする病気です。しかし、一度かかると次の発病を防ぐ抗体

とが可能になりました。現在では、天然痘は絶滅が確認され、副作用の懸念から種痘も廃止されていますが、天然痘の研究成果は、ワクチンという形で現在も私たちの健康に役立っています。

牛痘種痘法によって、リスクの大きい人痘種痘法よりも安全に免疫を得ることが可能になりました。

VOL.144 ● 種痘必須辨

消えゆく民具 【売薬用具編】

# 弥生まつり 参加者募集

鳥栖市観光協会では、「第15回とす弥生まつり」のステージや物産展に参加する団体と個人を募集します。各団体・サークルのPRや市民が参加できる自主企画など、何でも結構です。ふるってご応募ください。

対象 ●各種ボランティア団体やサークル、クラブ、商店、企業など



とき ●3月31日(日) 午前10時～午後3時  
ところ ●田代公園一帯  
申し込み ●参加希望者は、2月28日までに同協会事務局(☎・FAX 83・8415)へ。申込用紙は事務局と市商工観光課に用意しています

## 11種目の参加者募集 さわやかスポレク

市では、3月9日(土)・10日(日)・17日(日)に開催する「第11回鳥栖市スポーツレクリエーション祭」の参加者を募集します。

種目と会場は左表のとおりです。詳しくは教育委員会社会体育課(☎85・3522)へ。

| 種目           | 会場                       |
|--------------|--------------------------|
| グラウンド・ゴルフ    | 陸上競技場                    |
| ゲートボール       | 市民公園内ゲートボール場             |
| ソフトバレーボール    | 市民体育館                    |
| ラージボール卓球     | 多目的ホール                   |
| ターゲット・バードゴルフ | 都市広場(サンメッセ横) 勤労者総合福祉センター |
| バウンドテニス      | テクモボウル                   |
| ボウリング        | 市民体育館                    |
| インディアカ       | 鳥栖小グラウンド                 |
| ベタンク         | 鳥栖北小体育館                  |
| バドミントン       | 〃                        |
| ドッジボール       | 〃                        |

## 寄付

12月31日現在 (敬称略)

〔香典返し〕市社会福祉協議会へ▽陶山好子(土井町、亡夫三男)▽轟木ミエ子(同、亡夫正行)▽山本トシ子(宿町、亡夫次男)▽徳淵三徳(鎗田町、亡母フミノ)▽寺崎健博(今泉町、亡妻洋子)▽山本美佐子(同、亡夫昭)▽今村トシエ(立石町、亡夫章)▽古澤ウメノ(原古賀町、亡夫勝次)▽執行等(真木町、亡母ウメヨ)▽仁田利勝

(古賀町、亡母ソヨ)▽松本滯子(古野町、亡夫静夫)▽松永輝彦(水屋町、亡母エツ)▽寺門清隆(酒井西町、亡母キミエ)▽中垣智子(前田町、亡夫等)▽江崎フサエ(轟木町、亡夫清次)▽齋藤典瑛(江島町、亡夫敏夫)

〔一般寄付〕市社会福祉協議会へ▽3万円：(株)ダイセーエクスプレスシステム▽10万円：佐賀競馬騎手一同▽2733円：木林トシエ(原町)▽7万9264円：龍尾良人(山浦町)

▽50万円：匿名▽4000円：匿名▽5000円：匿名 市へ▽樹木・サクラほか188本(80万円)：九州電力佐賀支店▽ライトテーブル座卓3台、図書券(10万8000円)：九州松下電器労働組合佐賀支部交通遺児へ▽2万1806円：(株)イフコレンタカー(村田町) 基里小学校へ▽絵画「世界最高峰・エベレスト」(30万円)：原要喜(飯田町) 指定寄付 市社会福祉協議会へ▽10万円(真心の園市老人クラブ連合会)

| 人      | 口      | 平成14年1月1日現在 | ( )内は前月比 |
|--------|--------|-------------|----------|
| 総数     | 男      | 女           | 世帯数      |
| 60,733 | 29,228 | 31,505      | 21,142   |
|        | (-17)  | (-15)       | (-2)     |
|        |        |             | (-22)    |

## 2月の納税

固定資産税(4期分) 納期限●2月28日  
国民健康保険税(9期分)

## 水道の修繕

鳥栖市管工事協同組合 ☎84-2500  
●水道の修繕はすべて上記へお申し込みください

## 生活環境

☆ごみの不法投棄は犯罪です

最近、市内ではごみの不法投棄が増加しています。捨てることは簡単ですが、それを回収してリサイクルするためには、多くの手間と費用がかかります。



昨年12月、立石町で発見された不法投棄物

土地を所有している人は、定期的な清掃や見まわりなど、ごみを捨てられない環境づくりに心がけてください。

不法投棄の現場を発見された人は市役所生活環境課(☎85・3561)、鳥栖保健所(☎83・2161)、鳥栖警察署(☎83・2131)へ連絡をお願いします。

## 市報とす

毎月1日・15日発行 (市報とすは再生紙を使用しています)

編集発行 ●鳥栖市総務部秘書広報課広報公聴係

〒841-8511

佐賀県鳥栖市宿町一 一八番地

TEL 85 3513  
FAX 85 1994

鳥栖市ホームページ <http://www.saganet.ne.jp/tosu/>  
市への提言・意見 FAX (83) 3310